

里帰り等における予防接種について

里帰り・進学等により県外や離島滞在中に定期予防接種を受ける際は「予防接種実施依頼書」が必要です。
申請から依頼書交付、接種までに2週間程かかりますので、早めに手続きをしてください。

申請から接種までの流れ

1. 「予防接種実施依頼書交付申請書」を健康推進課窓口、又は郵送にて提出します

- ・接種希望医療機関に、県外者の接種ができるか必ず確認してください。
 - ・申請書は、健康推進課へ依頼してください。
 - ・申請書の記入方法については裏面をご覧ください。
- ※依頼書が届くまでは、申請は完了していないので接種はお待ちください。

2. 糸満市から「予防接種実施依頼書」が届きます

「予防接種実施依頼書」・予診票・母子手帳を病院に提出し、予防接種を受けます

- ・接種前に医療機関に予約をしてください。
 - ・料金については、糸満市が医療機関と調整を行い、下記①又は②となります。
- ① 無料で予防接種を受ける（医療機関が糸満市に直接請求します）
- ② 全額自己負担で予防接種を受け、糸満市に払い戻し（償還払^{しょうかんばらい}）の申請を行う
- ・②の償還払の場合は必要書類（下部点線枠内）をご確認ください。

払い戻し（償還払）の申請について

※ ②の対象の方のみ

申請した接種がすべて終わった後に、指定の様式を記入し、下記書類をそろえて、健康推進課窓口又は郵送にて申請してください。申請期限は接種日の翌日から起算して1年以内です。

〔提出に必要な書類等〕

- ・予防接種費用償還払申請書兼請求書
- ・親子(母子)健康手帳等の写し（出生届出済証明、予防接種記録のページ）
- ・医療機関発行の領収書、明細票（原本）※ワクチン毎の値段が明記されているもの（消費税込み）
- ・振込先通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の分かるもの）
- ・接種後の予診票（写しでも可）
- ・印鑑（認印可）

注意事項

- ・手続きなく接種した場合は、接種費用が全額自己負担となり、予防接種による事故があった場合等に法律による救済措置が受けられなくなります。
- ・対象者は、接種日において糸満市に住民登録されている方に限ります。
- ・申請した予防接種を完了せずに滞在を終えた場合は、必ずご連絡ください。

申請・問い合わせ窓口

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市役所 健康推進課（庁舎2階） 予防接種担当
TEL：098-840-8126

申請は
お早めに！

